

椎葉村過疎地域持続的発展計画

自 令和 8 年度

至 令和 12 年度

椎 葉 村

目次

1 基本的な事項	5
(1) 市町村の概況	5
ア 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	5
イ 市町村における過疎の状況	6
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要	7
(2) 人口及び産業の推移と動向	9
(3) 市町村行財政の状況	10
ア. 行財政	10
イ. 施設整備水準等の現況と動向	13
(4) 地域の持続的発展の基本方針	14
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	16
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	19
3 産業の振興	20
(1) 現況と問題点	20
① 農業	20
② 林業	20
③ 商工業	20
④ 観光及びレクリエーション	21
(2) その対策	21
(3) 計画	23

(4) 産業振興促進事項	28
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	28
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	28
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
4 地域における情報化	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
5 交通施設の整備、交通手段の確保	31
(1) 現況と問題点	31
① 道路	31
② 交通	31
(2) その対策	32
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
6 生活環境の整備	38
(1) 現況と問題点	38
① 生活環境施設	38
② 消防救急施設の整備	38
(2) その対策	38
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	42
(1) 現況と問題点	42
① 高齢者の保健及び福祉の増進	42
② 児童その他の保健及び福祉の増進	42
(2) その対策	43

(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
8 医療の確保	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
9 教育の振興	48
(1) 現況と問題点	48
①学校教育	48
②社会教育	48
(2) その対策	48
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
10 集落の整備	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51
11 地域文化の振興	52
(2) その対策	52
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	54
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	55
(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	57

1 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

宮崎県の北西、東臼杵郡の西部、九州山脈の中央部、日向市から西におよそ 71 km に位置し東西 27 km、南北 33 km で、西側は熊本県に面している。総面積 537.29 k m² でその 94% は森林で占められ、九州屈指の国見岳、市房山の秀峰をはじめ標高 1,000 m を超える山岳が重畳し、これに源を発する耳川、小丸川が西から東流し、一ツ瀬川は北から南に流れている。これら三大河川には、いくつかの支流が合流して一大溪谷をなしており豊富な水量は水力発電に利用されている。地質は、大部分が中生代四万十層群に属し、砂岩、粘板岩、千枚岩等が多く、一部には秩父古生層と呼ばれる古生代二畳系に属する石灰岩、砂岩、粘板岩等が北西部を中心にあり、いずれも北東から南西に並走しており、昭和 10 年から 20 年代にかけ、マンガン、銅等が産出されたが現在は廃鉱となっている。

気象は、温暖地域に属し、平均気温 14.9℃、降水量 2,414 mm の高層冷涼多湿地帯で、日照時間は短く、降霜期間は 11 月中旬であるが 4 月上旬に晩霜があり農作物に被害を与えることがある。積雪は北西部の五ヶ瀬町、熊本県寄りの山岳地帯に多く、交通途絶もしばしばで寒気は厳しい。

立地性から見て産業は、農林業が主体であるが、農業の生産性は低い。一方林業は、広大な面積と雨量、土壌等に恵まれ、特に杉の成育が旺盛であり、膨大な材積を有している。森林面積の 55.1% を人工林が占める中で、天然林は 43.0% 存在する。このことは、森林の本来の機能が残されていることを示しており、森林空間利用によるグリーンライフ創造への可能性を示している。

② 歴史的条件

古くは那須とも称し、その開発は鎌倉期に遡るといふ。戦国時代になると伊東氏や島津氏を背景に村の有力者達による支配も行なわれたが、椎葉山騒動を機会に元和 5 年（1619 年）幕府領に編入され、肥後阿蘇神社の管理下に置かれ、その辞退の後、明暦 2 年（1656 年）閏 4 月から人吉相良藩預り地となり、明治維新まで人吉藩の支配に属した。明治 16 年、宮崎県に編入されるまで幾度か管轄が変わり、明治 17 年の臼杵郡の東西分割によって西臼杵郡に属した。明治維新前は、下福良、不土野、大河内、松尾の 4 ケ村組があつて、それぞれに庄屋を置いたが、明治 5 年庄屋制を廃止し戸長を置いた。明治 22 年町村制発布に伴い 4 ケ村を合併し椎葉村として、元の 4 ケ村を大字とし、村役場を桑弓野に置いたが、大正 4 年 4 月に現在の上椎葉に移転した。また、昭和 24 年には行政、交通等の不便により東臼杵郡に編入した。

本村はまた、平家伝説の里としても知られている。「寿永 4 年の昔壇の浦に敗れた平家の残党が四方に隠遁し、その一部が豊後玖珠の山中を経て山深き大峻険の日向の国椎葉山中に分け入り、ここを隠れ里と定めたり。」（椎葉山根元記）と伝えられている。中でも、源氏の追討軍の大將那須大八郎宗久と平家の娘鶴富姫との哀しいロマンスの舞台となった鶴富屋敷は、藤原期の寝殿造り風の代表的な民家として、国の重要文化財の指定を受けており大八郎宗久の恋文や那須家の系図と共に大切に保存されている。

さらにまた、民謡「ひえつき節」のふるさとでもある。山深い椎葉の里では、かつて、ヒエ、アワ、ソバ

などを主食としていた。ひえつき節は、このヒエをつく（脱穀）時の労働歌とされ、現在では、日本の代表的な民謡として知られている。なお、最近では、焼畑農耕や民俗文化の宝庫として、また、民俗学者柳田国男がその端緒を開いた著書「後狩詞記」で狩猟伝承を紹介したこともあり、民俗学発祥の地として注目を集めている。

② 社会的条件

総面積の94%が森林で占められ、この山間を流れる河川沿いの山腹や谷間にわずかな耕地と集落が点在している。村を大別すると4つの大字に分かれ、さらに10の行政区に分けられる。

また、生活圏は、宮崎県北部広域市町村圏に属し、椎葉村の中心地から延岡市まで約81km、日向市まで約71kmとなっている。

③ 経済的条件

耕地面積が総面積の僅か1%にも満たないことから山林に依存する度合いが強く林野の有効利用が進められ、特に天然林から人工林への林種転換等による土地利用の促進が図られてきた。森林保有形態別面積は、民有林の占める割合が高いが、広葉樹の人工林の占める割合は低い。林業の長期性を補完する椎茸生産については、一時期、東日本大震災後の風評被害により価格が大幅に下落したが、その後回復基調である。しかし、生活様式の変化や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う情勢不安定により、消費が伸びておらず価格は低迷している。なお、天然林の利用や人工林の拡大は、森林資源の保護やグリーンツーリズムの到来とも相俟って、そのあり方が問われている。

労働力は、令和2年度国勢調査によると15歳以上人口が2,205人で、労働力人口は1,322人であり、内8人が完全失業者となっている。過疎化に伴い、15歳以上人口、労働力人口とも減少傾向にあるが、完全失業者数は減少傾向にある。産業別就業構造では、第一次産業が33.1%を占めており、就業人口と比較すると、第三次産業が第一位となっている。村民所得は、令和3年度の市町村民経済計算によると村内総生産総額で109億2千5百万円となっており、令和2年度に比べ6.5%増加している。構成比は第一次産業12.0%、第二次産業29.5%、第三次産業57.7%である。第一次産業は未だ減少傾向にある。各産業別の構成比をみると、第一次産業では林業がその内の81.8%、第二次産業では建設業が92.5%、第三次産業では電気・ガス・水道・廃棄物処理業が27.7%を占めている。

イ 市町村における過疎の状況

① 過疎の動向とその原因

人口は、昭和35年の10,879人をピークに減少の一途をたどり、昭和62年11月1日には、5,000人台を割り込み4,988人となり、令和2年10月1日に至っては、2,506人となっている。なお、国勢調査による人口減少率は平成27年対令和2年比で10.8%となっている。人口減少の要因は、林業の不振等、慢性的な経済情勢の悪化によるが、中学校卒業者の進学や就職、少子化などにも起因している。また、高校生が自宅通学できないことが、これに一層拍車をかけている。一方、一部I・Uターン現象も見られるが安定的な就労の場がないため、再就職で転出することが多く、依然として若年層を中心とした人口流出が続いている。また、都市部との生活上の諸条件や文化的な格差が容易に解消されないことから若年層の価値観の問題もあり定住化の実現はかなり厳しく、このことが農林家の後継者不足の一因

ともなっており、対策が緊急の課題となっている。

② 旧過疎振興 対策の実績と評価

昭和 46 年に過疎地域の指定を受けて以来、過疎現象が抱える課題解決に向け、国・県等の諸制度事業を有効に活用し、地域住民の所得の向上や生活環境を改善するために農林業の基盤整備を主体とした生活道、林道等の交通網の整備を中心に活力ある村づくりを積極的に進めてきた。その結果、生活基盤、生活環境は大きく改善された。

電気通信施設においては平成 21 年度に村内に光ファイバー網を構築し、地上デジタル放送の再送信や、村内ブロードバンド化を実施したことにより都市部との情報通信格差の是正が行われた。

また、教育施設については、近年、耐震性の懸念が生じたことから、最優先で耐震工事が実施され、子どもたちの教育環境は大きく改善された。また、少子化に伴う、児童生徒数の減少により生じる空き教室は、改修工事にあわせ改善し、有効的な空間として活用されている。統廃合に伴う廃校施設や敷地も社会教育施設として造成し、地区住民のコミュニティづくりに大きく貢献している。

③ 過疎の現況と今後の見通し

地域住民の定住化に向けて、国・県の制度を活用しつつ地域振興に努めてきた結果、生活環境、基盤共に著しく改善され、生活の向上がみられるようになった。しかしながら、非過疎地域との格差は、いまなお大きい。特に道路については、諸々の要求に対して改善が追いつかない状況が生じていることも否めない事実である。

また、労働力人口の減少が続く中、林業従事者等の不足が深刻な問題になっている。高齢者比率で見ると、平成 27 年度 41.3%であるが令和 2 年度 45.6%と上昇しており高齢化は確実に進んでいる。これは、年齢構成の不均衡化が、一層進行していることを示している。

今後も少子高齢化、過疎化が進むと考えられ、後継者対象や配偶者不足問題、高齢化社会、林業従事者不足等の解決を図る諸々の定住化対策が大きな課題となっている。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

村土の 94%が森林で占めていることから当然林業を中心とした産業振興が展開されているが、近年産業構造に変化が見られるようになった。平成 2 年に第一次産業 42.2%、第二次産業 22.8%、第三次産業 35.0%であった産業別就業構造が、令和 2 年には、第一次産業 33.1%、第二次産業 18.5%、第三次産業 48.3%となり、第一次産業から第三次産業への就業の移行が顕著である。第一次産業の就業者数の落ち込みは、林業就業者の減少に起因するところが多く、林業の不振や従事者の減少を示している。

② 地域の経済的な立地特性

経済は、第一次産業は、微増ながら景気回復傾向にある。第二次産業の生産額は、本村経済に多大な影響を与えているものの、内容をみると災害の発生にかかる復旧工事により安定していない。また、近年は、公共投資の削減に伴い、年々減少傾向にある。第三次産業は、サービス業の生産額が、減少

しており、旅館業を中心とした観光業の不振がうかがえる。今後とも主要幹線道路の改良等による交通アクセスの改善が期待されることから、増加が見込まれる入り込み客に対するサービス産業の育成が必要である。また、農林家の所得向上をめざすためには、基幹となる林業については、素材生産だけでなく、森林のもつ多目的、多面的な機能の活用や素材の付加価値化を図るとともに林業を支える人材の確保と育成が不可欠となっている。農業については、花きや高冷地野菜等による所得が増加傾向にあり、林業の補完的産業として期待される。

椎葉村内総生産

経済活動の種類	平成20年度		平成30年度		令和3年度	
	実数 (百万円)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
1 農業	190	1.5	230	1.7	257	2.4
2 林業	1,006	8.1	1,094	8.3	1,042	9.5
3 水産業	0	0.0	7	0.0	16	0.2
4 鉱業	42	0.3	39	0.3	50	0.5
5 製造業	119	1.0	258	2.0	199	1.8
6 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2,997	24.0	1,716	13.0	1,827	16.7
7 建設業	2,574	20.6	5,070	38.5	2,976	27.2
8 卸売・小売業	296	2.4	344	2.6	330	3.0
9 運輸郵便業	230	1.8	245	1.9	268	2.5
10 イブ泊飲食サービス業	331	2.7	257	2.0	69	0.6
11 情報通信業	88	0.7	131	1.0	167	1.5
12 金融・保険業	158	1.3	121	0.9	128	1.2
13 不動産業	419	3.4	348	2.6	332	3.0
14 専門・科学技術・業務支援サービス業	173	1.4	12	0.1	10	0.1
15 公務	903	7.2	1,280	9.7	1,344	12.3
16 教育	1,373	11.0	813	6.2	737	6.7
17 保健衛生・社会事業	1,432	11.5	970	7.4	949	8.7
18 その他のサービス	336	2.7	130	1.0	137	1.3
小計	12,667	101.4	13,064	99.2	10,839	99.2
輸入品に課される税・関税	146	1.2	236	2.0	248	2.3
(控除) 総資本形成にかかる消費税	319	2.6	151	1.2	162	1.5
市町村内総生産	12,494	100.0	13,173	100.0	10,925	100.0

(資料：宮崎県の市町村民経済計算)

③ 社会経済の発展の方向

村土の94%が森林は50,457haであり、所有形態別にみると民有林は、41,852ha(82.9%)を占めている。民有林のうち23,052ha(59.0%)は人工林であり、うち針葉樹20,260ha、広葉樹2,792haとなっている。建設業を中心とする、第二次産業については、国策に基づく公共投資の削減が今後とも続くと思われ、村経済の発展は第一次産業の復興にかかっているといっても過言ではない。なかでも、村経済の主力を担ってきた林業については、この広大な森林を高度に機能させるため、森林交通網の整備等、生産基盤の整備はもちろんのこと、従来の素材生産に固執することなく、森林のもつ多面的

機能や農業、郷土芸能、平家伝説、民俗文化、焼畑農耕等の豊富な文化資源を幅広く融合させた総合的な対策が必要である。また、補完的機能を果たしてきた農業については、畜産、園芸のさらなる振興を図る必要がある。これにより、地域特性と資源を生かしての農林産物の生産、流通加工システムの確保、観光開発等の産業振興を図りつつ、グリーンツーリズムへの対応、ひいては、定住化や地域の持続的発展を目指す。

平成 27 年 12 月には、社会や環境と共生しながら、長い間続いてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、そこで育った文化、景観、生物の多様性などが認められ、高千穂郷・椎葉山地域として世界農業遺産に認定された。今後も人と自然環境との共生を図り、次世代に継承していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

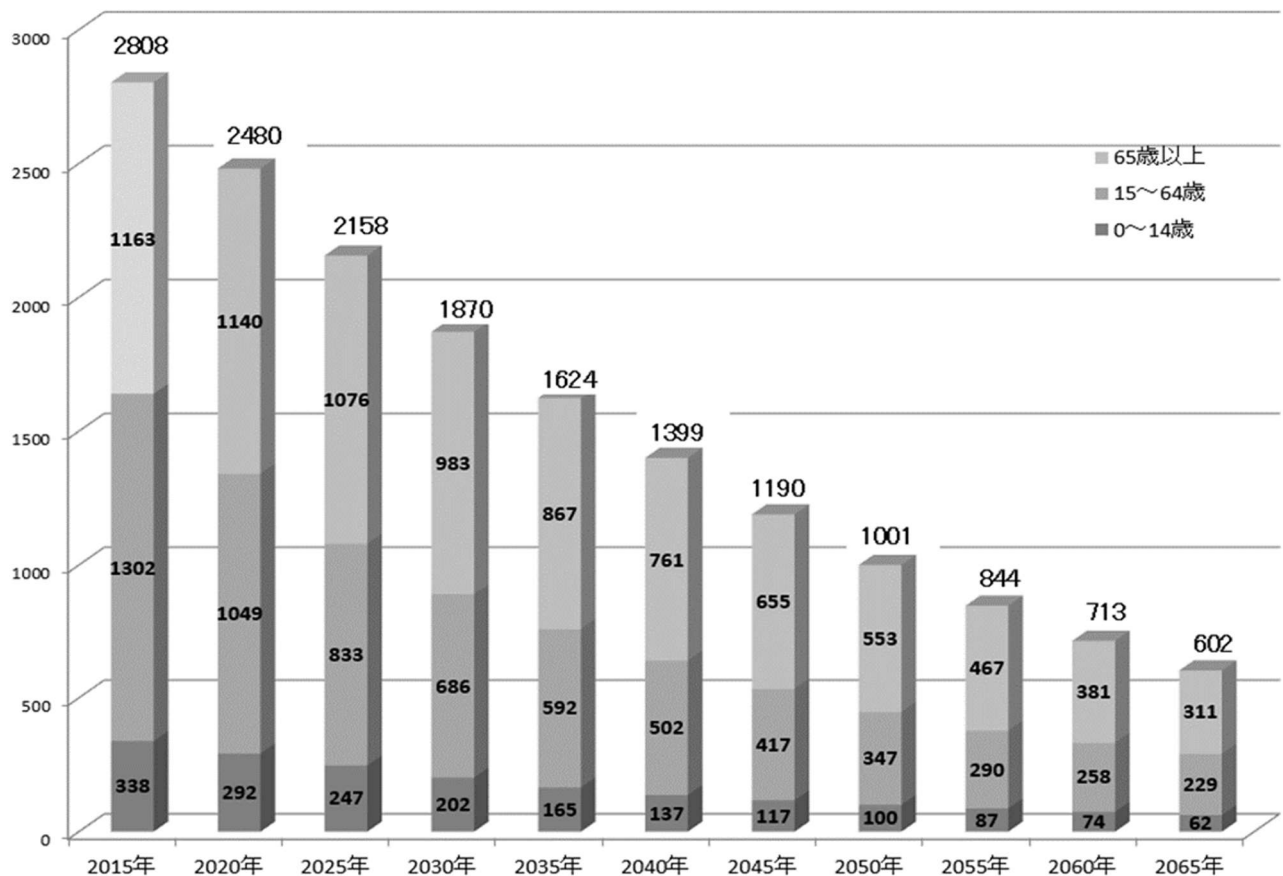
人口減少は前述したとおり、社会、経済情勢の変化にともなう若年層の転出や少子化、就労機会不足などによるものである。生活水準の向上にともなう都市と山村の生活環境の格差は、容易に縮まらず、特に椎葉村経済を支える木材価格の低迷など第一次産業の不振は、生活の安定に大きな影響を及ぼし、人口減少の要因となっている。自然動態、社会動態ともに人口増加の傾向はなく、展望は依然として厳しい。年間の主な転出者は、実質的に中学校卒業者であり、高校卒業後の帰郷者は少ない。このまま推移すれば人口減少のみならず年齢構成の不均衡化が進み、過度な高齢化社会となり、社会、生産基盤が脆弱化し、本来の山村が機能しないことが憂慮される。この傾向は、今後とも続くものと予想されるが、本村の特性を生かし、自ら課題解決に努力するとともに雇用機会の創出、所得の向上を目標に効率的な振興を進めるため、定住自立圏構想等との整合性を図りながら椎葉村長期総合計画を基に山村振興事業、辺地対策事業をはじめ、諸制度事業を効果的に活用して、産業の振興を基軸に時代の要求や地域住民の期待に対応しうる活力あるむらづくりを志向する。産業構造の変化で述べたように第一次産業の不振が本村経済に与えている影響が大きいことは言うまでもないが、広大な森林資源を基盤とする本村にとって、これが持つ意味は非常に大きい。多くの農林家が林業を経営の主軸にしている現状で、その基幹となる木材の価格低迷は、農林家にとっては死活問題である。また、これまで農林家の経済を補完してきた建設業を中心とする第二次産業は、構造的な不況下にあり安定雇用を望める状況にない。第三次産業については、比較的好調ではあるが、今後の観光産業のあり方を含め、新しい課題への取り組みなどを進めていく。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 45 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,879	7,616	△30.0	3,478	△54.3	2,808	△19.3	2503	△10.9
0 歳～14 歳	4,038	2,527	△37.4	458	△81.9	341	△25.5	298	△12.6
15 歳～64 歳	6,217	4,367	△29.8	1,777	△59.3	1,307	△26.4	1063	△18.7

うち 15 歳 ～ 29 歳(a)	2,479	1,139	△54.1	248	△78.2	135	△45.6	85	△37.0
65 歳以上(b)	624	722	15.0	1,243	72.2	1,166	△6.7	1142	△2.1
(a)/総数 若年者比率	22.7%	14.9%	—	7.2%	—	4.8%	—	3.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.7%	9.4%	—	35.8%	—	41.6%	—	45.6%	—

表 1 - 1 (2) 人口の見通し



(資料：第3期まちひとしごと創生椎葉村総合戦略)

(3) 市町村行財政の状況

ア. 行財政

行政機構は、これまで地域特性と行政需要により、度々機構改革を実施してきたが、現在は別表のとおりとなっている。人口の減少に係わらず行政需要は、社会の多様化や高度化にともない質・量ともに密度が高くなっており、事務の複雑化、細分化が急速に進んでいる。村ではこれまでも、職員の削減を進める一方、職員の適正配置やOA利用による事務の効率化を図り、行政サービスの向上に努めてきた。しかしながら、地方分権が一層進む中、自立・自走の道を選択した状況においては、職員の資質向上に努め、効率的な行財政の運営が求められている。このため、村では平成22年度に行政改革大綱の見直しを行い、

新たな行政課題や村民ニーズの変化に的確に対応し、行政関与の必要性・効率性・効果等に留意しつつ、本村の基本理念とする“共助・共生の互助組織「夢” “生きがい” “幸せ” かねての里・椎葉”の推進を目指す。行政機構の下に 10 の行政区を置き、さらに 91 の組合を配している。また、行政区と組合は自治組織としても機能しており、住民意志の反映に役立っている。また、平成 16 年度からは 10 の各行政区に担当職員（サポーター）を配置し、広報・公聴活動の充実を図っている。さらに、近年の行政需要は、単独でなく、同一経済圏や資源を共有する町村の広域的な連携がより可能となっており、積極的な取り組みが重要となっている。財政状況は別表のとおりであるが、令和 5 年度の歳入総額は、8,647,358 千円で、うち村税は 366,410 千円（4.2%）となっている。また、地方交付税、国県支出金が、歳入の 73.9%を占め、国県への依存度が高い。令和 5 年度の歳入の伸び率は、対令和元年度比で 34.9%増となっている。経済低迷と過疎化の中にあって住民の要望に応えるためには、自ら創意工夫して活性化に努めながら、今後とも国県の各種制度を有効に活用し効果的な運営を図り、住民の生活安定、福祉の向上をめざし、村政の発展に努力する。そのためにも長期的な展望にたった行財政改革に努めたい。

表 1－2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 27 年度	令和元年度	令和 5 年度
歳 入 総 額 A	6,311,186	6,407,288	8,647,358
一 般 財 源	4,104,183	3,715,258	4,655,375
国 庫 支 出 金	475,615	778,808	1,903,246
都道府県支出金	607,964	774,901	1,246,840
地 方 債	667,466	865,132	336,836
うち過疎対策事業債	370,000	244,200	124,500
そ の 他	455,958	273,189	212,336
歳 出 総 額 B	5,633,263	6,126,508	8,006,747
義 務 的 経 費	1,710,747	1,736,749	1,922,706
投 資 的 経 費	2,091,785	2,365,351	3,827,702
うち普通建設事業	1,813,614	2,022,188	1,051,579
そ の 他	1,830,731	2,024,408	2,256,339
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額 C（A－B）	677,923	280,780	640,611
翌年度へ繰越すべき財源 D	507,182	119,257	476,492
実質収支 C－D	170,741	161,523	164,119
財 政 力 指 数	0.15	0.16	0.17
公 債 費 負 担 比 率	17.0	19.3	15.8

実 質 公 債 費 比 率	11.1	12.0	10.1
起 債 制 限 比 率	5.2	5.2	5.8
経 常 収 支 比 率	81.8	83.7	82.1
将 来 負 担 比 率	19.7	-	-
地 方 債 現 在 高	6,088,251	6,085,278	6,085,278

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

2 法第3条による「過疎地域とみなされる区域」（いわゆる「一部過疎」の区域）がある市町村についても、現在の市町村で作成。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和6 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	3.2	2.8	2.9	3.4	4.0
舗 装 率 (%)	39.0	46.3	55.4	57.6	51.7
農 道					
延 長 (m)	-	-	4,042		
耕地1ha当たり農道延長(m)	6.7	7.4	11.7	-	-
林 道					
延 長 (m)	222,631	246,344	231,102	233,401	233,639
林野1ha当たり林道延長(m)	5.6	6.2	5.8	5.8	5.8
水 道 普 及 率 (%)	18.8	22.5	24.2	32.1	38.7
水 洗 化 率 (%)	30.7	69.4	83.8		
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	7.6	7.6	9.3		

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通

省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

水洗化率＝（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I）／J

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。なお、「平成19年度末」とあるのは、「平成18年度末」とする。

5 いわゆる「一部過疎」の区域については、区域を合算した表又は当該区域を含む市町村全体の表を作成。ただし、市町村の区域全体が「一部過疎」の区域に該当する場合は、市町村全体の表を作成。

イ．施設整備水準等の現況と動向

公共施設整備は、道路の整備を最重要課題として位置付けており、重点的に予算配分を行い積極的に建設事業費に充当してきた。その結果、生活環境はかなりの改善をみるに至っているものの、別表が示すように依然としてその水準は低く、山村における道路整備の困難さがよく分かる。今後も住民の所得確保と生活安定を図るため、生産や生活の基盤となる生活主要道路を中心に整備を進める。通信施設は、平成21年度に地上デジタル難視聴対策として村内一円に光ファイバー網を構築した。これにより、地上デジタル放送の視聴、告知端末による行政情報等の放送および村内ブロードバンド化を行うことができた。また、重要な通信手段である携帯電話の基地局整備も進めており、平成22年度末には村内の全区で携帯電話の使用が可能になった。教育環境の整備については、年次計画により必要な整備を進める。一方、児

童・生徒の減少が著しく学校の小規模化の進行や複式学級の増加がみられ、教育運営上深刻な問題となっており、学校の再編を含め課題解決への努力が求められている。社会教育環境の整備については、椎葉民俗芸能博物館や総合運動公園、集会施設の整備が進んだ。集会施設は、諸制度事業の導入により、地域単独施設を含めて村内 36 施設となったが、未整備の地域もあり、引き続き整備が必要である。また、地域単独施設は設備程度が悪く、改善が求められている。さらに、青少年の健全育成や国内外交流事業が志向されつつあるが、本村には適当な施設が未整備であり、この整備も急がれる課題である。医療施設については、村立の国民健康保険病院が村の中央にあり、内科、外科、整形外科の診療部門を有している。また、平成 14 年度には、不採算部門であった歯科診療部門を民営化し、医療体制の整備充実を図りつつ村民の健康と生命の保持に努めている。現在、医師の確保は、県や自治医科大、宮崎大学医学部の協力により前進をみているが、へき地における医師の確保は今後も大きな課題である。社会福祉施設については、保育所 4 が整備されており、幼児の教育・保育が行なわれている。また、高齢者センターや高齢者共同生活支援施設が設置され、高齢者の健康増進や生きがい対策に活用されている。さらに、今後の高齢化社会に備え、平成 29 年度には特別養護老人ホーム「平寿園」を移転整備し、健康で生き生きとした生活を送れる環境の整備を行った。生活環境については、地域的に集落が散在している等地理的条件が劣悪なため上水道の整備率は低く、下水道整備については、施設の設置場所の問題、採算性の問題等により、計画を廃止し、合併処理浄化槽の設置を推進している。衛生関係施設については、し尿処理施設ともに、広域で整備された施設を利用している。生活のゆとりの環境施設としては、村内の各学校を中心に整備されている体育館や運動広場があるほか、園地らしき広場がわずかに散在しているだけであるが、既存施設の有効活用を図り対処していく。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎の現状は、昭和 35 年令和 2 年度比で人口減少率 77.0%、令和 5 年度財政力指数 0.17 が示すように深刻な状況にある。これまで、第一次過疎法から第三次過疎法まで国県の諸施策を積極的に取り入れ、道路、生産基盤、生活環境の整備を行ってきた。しかしながら、依然として生産基盤は脆弱であり、労働や社会条件、教育環境等の問題から若年層を中心に都市生活への志向が強く、定住に至っていない。さらに、急激な高齢化社会を迎え、労働人口の減少も懸念されている。一方、広大な森林資源の活用は、長引く木材産業の不振等、極めて厳しい状況下にあるが、素材生産のみに固執することなく、国土保全の観点等、森林のもつ多面的機能を活用した新たな対応が課題となっている。このようなことから本村の持続的発展を図るためには、若者の定住化対策と高齢者にとって、安心・快適な福祉社会の構築、都市との交流の促進、地域間連携と広域対応、国土保全の観点も踏まえた林業施策や田舎の原風景を創出する美しい国土の形成が重要である。このため、①生産や生活の基盤となる交通通信網の整備、②安定所得確保のための産業振興、③生活、医療、福祉、教育、文化など生活環境の整備について第 6 次椎葉村長期総合計画を基本に県や定住自立圏構想等との整合性を図りながら、村民総参加による誇りの持てるむらづくり、自立するむらづくりを進めるものとする。なお、本村自立化の諸施策の展開にあたっては、広大な森林資源の活用がそのポイントであるとの認識に基づき、恵まれた自然や民俗芸能、既存施設等を有効的に活用し、グリーンツーリズム、体験交流

など広く都市との交流に努めながら地域振興を図る。特に、施策の展開のなかで、障害となる事項については、構造改革特別区域計画及び地域再生計画等を積極的に活用する。また、このような諸施策の推進には、村民の意欲と連帯が不可欠であり、自ら創意工夫し、地域の特性を生かすことが自立化の重要な要素であることから、社会教育の充実により人材の育成に努める。

① 生産や生活の基盤となる道路の整備

道路は、村民の生活と産業活動を支える基盤であり、自立化を左右する根幹である。集落間を結ぶ生活幹線道路である村道、林道の改良、舗装を重点的に進め、生産活動の効率化や日常生活の利便性、安全性の確保に努め社会生活の安定を促進する。また、国土保全の立場からも林産活動に直接影響する各種作業道の維持管理を強化する。

② 安定所得確保のための産業振興

1) 農林業

産業振興の基幹は、広大な森林資源の活用にあり、拡大造林により整備された人工林を経営の効率化によって生かすことが大切である。そのためには、生産者と広域森林組合が一体となった販売体制の強化、木材加工品の製造・販売の強化が必要である。また、従事者の減少と高齢化により植菌量が低下傾向にある椎茸生産については、品質向上と省力化を図り併せて生産体制の維持及び新たな販路の拡大を図る。農業については、畜産に加え自然環境を十分に生かした標高差利用の立体園芸を推進し、特用林産物等との複合経営を合理的に確立するとともに、経営の安定化と就労促進に努める。

また、世界農業遺産に認定された伝統的な農業を次世代に継承し、その魅力を広く全国に発信するとともに、都市部との交流を推進することで、地域農業のブランド力を強化する。

2) 商工業

本村の商業は、構造的不況による村経済の低迷、交通網の整備に伴う周辺量販店との競争などを背景に、村内での購買力の低下がみられ、極めて厳しい状況にある。このことから、消費者ニーズを十分に把握したうえで、経営やサービス改善等に対する指導体制の整備、商店街振興会等の組織化と充実、イベントや共同事業の促進、地域住民の交流・憩いの空間としての機能強化、空き店舗対策等を進める。

3) 観光及びレクリエーション

本村は、雄大な自然をはじめとする巨樹巨木や棚田から、上椎葉ダム、平家伝説、神楽や民謡ひえつき節といった伝統芸能、交流拠点施設カテリエと多くの観光資源を有している。この資源の機能を活用し、産業としての観光振興を志向する。住民と都市との交流空間としての整備を進めるなど、その本来の機能を生かした一味違った山地観光の振興を図る。また、グリーンツーリズム等に対応するため、秘境の山村生活体験型の観光を推進する。併せて、観光インストラクターの育成など観光協会の健全な発展を促進し、平家まつりなどのソフト事業による自立化を図る。

一方で、旅館・民宿の高齢化や後継ぎ不足による観光客の受け入れ体制確保が課題となっている。サー

ビス向上や接客技術の習得による人材の育成及び経営の安定化を図り、顧客ニーズに対応した魅力ある宿泊環境を創出する。また、歴史や民俗芸能、更に自然を結びつけた広域観光ルートの開発や推進を促進し、単独ではなしえない循環型のテーマをもった観光を推進する。

4) 地域おこしの支援

集落の活性化を図るため、集落が自らの創意工夫によって実施する地域おこしを積極的に支援することとするが、これを支援する集落支援員及び地区担当行政職員（サポーター）を配置し、“協働・共助”を基本理念に、活力ある地域の創造を図る。

③ 生活、医療、福祉、教育、文化など生活環境の整備と若者の定住化促進

生活環境は、生活様式が多様化するなかで、改善されてはきたものの、住民のニーズが十分充足されているとは言えず、都市部との格差は依然として大きい。また、若者等の定住化促進を推進する観点から、これらの整備を図り地域の特性を生かした、自然と共生するむらづくりを目指し、住民が健康で安心して生活できる環境の創出に努める。また、高齢化社会に対応するため、社会参加や生きがい対策の拡充に努める他、施設を含めた「住まい」の充実を進める。さらに、ゆとりある生活を楽しむハード、ソフト両面からの教育・文化環境の拡充に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

椎葉村は、未来に渡って持続し続けるために、令和7年3月に「第3期まち・ひと・しごと創生椎葉村総合戦略」において以下の通り「基本目標」を策定した。基本目標1：「住まいの確保」インフラの維持管理や災害時対応など、地域コミュニティも含めて安心して暮らせる住宅を確保する。基本目標2：「しごと創出」仕事だけでなく暮らしを含めたライフスタイルでの魅力を含め、「働きがい」が得られる、時代に即した仕事を創出し、雇用を確保する。基本目標3：「人材育成」多様な学びができる機会を創出し、多世代に対して人材育成を図る。基本目標4：「開拓」テクノロジーを用いた地域資源の活用など新たな手段を開拓する。基本目標5「継承」自然や文化、生業（農林業や商工業）の継承のための対策を行う。「椎葉村人口ビジョン」においては、年齢構成により避けられない人口減少を踏まえつつ、椎葉村が持続し続ける為に、「出生数を現状と同じ年間20名程度を保つ」という目標設定を行った。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、毎年度に議会への報告を行うこととする。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村では、これまで多くの公共施設や道路・水道・通信設備等のインフラ系施設などを整備し、行政サー

ビスの提供や住民生活の基盤整備等に取り組んできたが、これらの公共施設等も老朽化が進み今後は通常の維持管理に加え、大規模改修や建替、更新、解体などに要する膨大な経費が必要になると見込まれる。

しかし、過疎化や少子高齢化等の進行による人口減少が影響し、村税収入の減少や義務的経費の増大などにより厳しい財政状況となっていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組み、経費をいかに適正水準に抑えるかが重要となる。

このため本村では、社会環境が変化する中で計画的に効率よく公共施設等の整備や維持管理を行い、更新、統廃合、長寿命化を進め、将来負担の軽減を図り財政運営上の健全性を維持するために「椎葉村公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に、また「個別施設計画」を令和3年3月に策定した。

本計画では、「椎葉村公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」との整合を図りながら、関連する公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

村の人口減少の状況から「村を維持し続ける」にしても、人口減少は避けて通れず、減少をどの程度に抑えて、早期に年間出生数20人程度を保てる人口構成を成しえるかが非常に重要となってくる。これを踏まえた人口シミュレーションでは、2025年時点で20歳～35歳人口について現状のUターン率では35人が不足する予測であり、現在の椎葉村の移住者や地域おこし協力隊の定住率を7割程度であることから、35人の定住者を確保するためには、50人のIターン者が必要という予測になる。

地方創生の取り組みにより U ターン者については増加傾向にあるが、それでも村の存続を保つための人口確保のためには、今まで以上の取り組みの強化が必要不可欠であると考え。そのためには、「魅力あるむら」のブランディングと、移住者と在住者の円滑な共存が重要となるほか、住居の確保も必要であり、空き家バンクだけでなくサブリース事業など、柔軟な施策展開により住居の確保を行っていく必要がある。

また、U ターン増加については、小中学生に向けた人材育成として、村の魅力を最大限に認識させ、村で働くイメージを持たせる体験型プログラムの充実と、U ターンを促すのではなく、U ターンしたくなる環境の整備として、今までにない雇用を生む施策として、ワーケーション・企業立地誘致を積極的に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

①移住・定住

ア. 住居等の確保

移住者の住居として、村内に点在する空き家の利活用が必要であるが、改修等が必要な物件が多く、既存のままでは活用できないものが多いため、サブリース事業により空き家を改修し、住居としての活用を見いだしていく必要がある。また、空き家バンク登録の支障となっている家財の片づけや、移住希望者の案内、相談対応など柔軟に細やかな対応をするためには行政だけでは困難である。また、移住希望者は住居だけでなく畑や山林も併せて取得や借りたいという意向があり、今後、増加が見込まれる管理者不在の家・農地・山林等が円滑に活用される体制の構築も求められる。しかしながら、移住希望者と住居等のマッチングには一定のスキル、経験、組織体制も必要であることから、外部の人材や組織との協働が有効であると考えられる。

イ. 人材育成

U ターン者を増加するためには、小中学生に向けた人材育成として、村の魅力の再認識と併せて、村で働くイメージを持たせるプログラムを実施していく必要である。

そこで、中学校の総合的な学習で実施される地域学習や将来設計に向けた学習を、中学生自ら地域と将来を考える学習活動を行政、地域、村内事業者が三位一体となって支援し、学習内容を充実させることで、愛郷・U ターン意識の醸成を図る。

また、小中学校で必須科目となったプログラミング教育の充実を図るため、学校外でより高度なプログラミングをまなぶことができる環境の整備や若者を中心とした e スポーツクラブ活動を推進し、e スポーツの普及を行うなど今までにない取り組みを実施するなど、若者に魅力ある村づくりを目指す。

ウ. 情報発信・関係人口創出

都市部から地方に移住する人々が増加傾向にあるが、移住先として選ばれるためには他の自治体に負けない情報発信が必要である。椎葉村の魅力である自然、文化、人を最大限に伝えるために情報誌の製作のほか、ホームページや SNS を活用し幅広い世代に向けて情報発信の取り組みを充実させる。

また、関係人口の創出は移住に繋げるために重要な取り組みであり、特産品を活用したオンラインイベントや移住相談会などの取り組みを充実させ、関係人口を増加させていく必要がある。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	サブリース物件改修事業	村	
		空き家再生推進事業	村	
		移住支援給付金事業	村	
	(2) 地域間交流	ローカルメディア発信事業	村	
		関係人口創出事業	村	
		関東圏若者世代交流事業	村	
	(3) 人材育成	プログラミング・eスポーツ普及促進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

2020 年農林業センサスによると総農家戸数は 382 戸で、このうち販売農家数は 208 戸で全農家の 54.4% を占めている。また、全農家の 67.1% が、経営耕地面積 0.5ha 未満と狭小で、標高 300m～1,100m に散在しており生産性も低い。しかしながら、近年は夏季冷涼な気象条件を活用した立体園芸が生産団地を中心に展開され、拡大傾向にある。農家の動向として、2015 年対 2020 年の総農家戸数を比較すると 121 戸減（△24.1%）と減少が著しく、過疎、高齢化、後継者の育成確保等大きな課題となっている。また、地理的条件の制約等による、流通販売体制の改善についても今後の課題といえる。また、一方では耕作放棄地も見られることから、認定農業者等の意欲ある担い手への農用地の利用集積を図る必要がある。さらに、効果的な農業振興をめざした農業基盤の整備や農地の有効利用による生産環境の創出、生産技術の改善による生産性の向上など、経営の安定と所得の増大により、専業農家の育成を図る必要がある。また、有害獣による農作物への影響が甚大であるために、適正な防止対策を講じ、良品質で安定的な農産物の生産を目指す。

次に畜産については、飼養農家は減少の傾向にあるものの、1 戸あたりの飼養頭数は増えており、多頭化経営へ移行しつつあると認められる。しかしながら、今後、増頭に伴う、粗飼料の確保はもちろんのこと、家畜排せつ物の適正処理など環境にも配慮した畜産経営のあり方が問われる。

② 林業

森林率は 94% と非常に高く、住民の生活や生産の基盤として重要であり、水源涵養、国土保全、自然環境の形成など森林本来の機能が地域に深く息づいている。総森林面積 50,457ha、内国有林が 8,605ha、民有林 41,852ha となっており、民有林の 55.1% が人工林である。このことから、従来の木材資源供給としての林業経営については、除間伐を中心とする森林施業を適正に推進し、健全な森林資源の育成、さらには生産から加工、流通までの体制を確立する必要がある。また、長期間に及ぶ木材価格の低迷や林業従事者の減少・高齢化等構造的な課題も抱えている。なお、被害の甚大な有害獣被害については、良質な木材生産のためにも適正な対策を講ずる必要がある。近年、グリーンライフへの期待が高まり、レクリエーションや自然体験、交流体験など生活における健康維持、文化的、教育的活動に森林機能が見直されようとしており、新たな林業振興の方策として期待される。

椎茸生産については、東日本大震災の風評被害により価格低迷が続いている状況であったが、その後、全国的な高齢化及び生産量減少に伴い価格は上昇傾向が続いている。村では、様々な補助事業等により植菌量の維持を図っているが、林業経営の主要品目であり安定経営を確立するために、集約栽培によるコスト削減と品質向上、あわせて販路拡大を図る必要がある。

③ 商工業

本村の商業は、農林業の不振や消費人口の流失により購買力が低下し厳しい現状にある。さらに、交通網の整備に伴い周辺都市部との競争を余儀なくされており、特に旅館・民宿業は、観光客の動向、季節変動に

左右されている。このことから、消費者ニーズを十分に把握したうえで、サービス等の強化に努め、魅力ある・元気ある商店街づくりを行っていくことが、課題となっている。また、特産品の商品化と流通、販路の開拓を図るための体制を整備し新たな雇用機会の提供をめざす必要がある。

また、通信インフラや先進技術の活用によりテレワークなど既存と異なる働き方・産業の創出が可能となっており、その活用が重要となっている。

④ 観光及びレクリエーション

観光は、恵まれた観光資源の活用により、小規模ながら順調に推移しているものの産業としての地位確立に至っていない。観光の産業化の要件である交通アクセスは主要道の完全二車線化に時間を要していることから、広域的な産業振興をめざす観光事業の展開に支障を来している。

観光の産業化には、交通アクセスが絶対的な要件であり、この解決が最重要課題である。また、時代のニーズに適応した森林を活用した都市との交流を推進するため、自然や秘境の山村体験、歴史、文化などが楽しめるグリーンツーリズム等を意識した観光振興を図る。また、広域連携による観光ルートの開発をさらに推進し、宿泊施設の充実・食の開発・観光ガイドといった受け入れ体制の強化とサービスの向上を図る必要がある。

(2) その対策

① 農業

ア．生産基盤整備と生産性向上

散在する小規模農地においては、土地生産性が低く農業機械の導入も困難であることから、中・小の営農機械に対応した、また地域に適合した弾力的な圃場整備を進めるとともに、立体園芸の展開により生産拡大がなされている施設園芸品目については、生産施設の団地化を図り、生産コストの低減、生産性の向上を図る。有害獣対策については官民ともに密接に連携し、獣害を未然に防ぐために進入防止ネット等の整備を行いながら、有害獣の捕獲等も強化していく。また、畜産業においては、多頭化経営に移行しつつあるので、増頭に伴う牛舎の改築、粗飼料の確保等に様々な施策を用い生産体制の整備を図っていく。

イ．担い手の育成・確保

長期的に安定した農業経営を目指すため、農業生産の中核を担う認定農業者を中心に、農用地の集積を促進するとともに、関係機関が一体となって生産技術、経営能力の発展段階に応じた総合的支援施策を展開する。また、将来の農業を担う青少年、新規学卒者、UIJ ターン者への農業技術習得機会の提供や山村定住住宅・空き家等を活用した受入れ体制の整備を図る。

ウ．流通販売体制の整備

地理的条件のため、不利な流通体制については、関係機関一体となって改善を図る。また、生産拡大がなされている野菜、花きについては、既存の集出荷施設のみでの鮮度保持対策では不十分な点もみられることから、生産性に近い段階での施設整備を図っていく。さらに現行の市場流通のみでなく、新たな消費拡大の

一助として、直売施設等の整備を図り、運営管理を行っていく。

② 林業

ア. 生産基盤の整備

生産性の向上やコスト低減のための生産基盤の整備として、林道・作業道等の林内路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する。

イ. 担い手の育成・確保

林業担い手対策基金等による林業就労環境の整備に努めるとともに、林業就業に必要な資格取得の促進及び地域リーダーや高性能林業機械のオペレーター養成等に努める。

また森林組合等の林業事業体の組織強化を図るため、就労環境の改善や合理化等を推進し、経営体質の強い事業体の育成に努める。

ウ. 森林の適正な管理

持続的な林業経営に向け、自然条件に応じた的確な再造林や適切な間伐の実施等により健全な森林の育成を推進する。また、被害の甚大な獣害については、植栽時からの対策を推進し良質材の生産を図る。

また、森林の多面的機能を発揮させるためには、偏った人工林の齢級構成を平準化させる必要があり高齢級の間伐や伐期の多様化を実施し、長伐期施業や複層林施業への誘導を推進する。

さらに、水源の涵養や災害防止、癒しや森林レクリエーション等公益的機能の発揮と森林の活用を推進するため、重要な森林については公有林化等公的関与による森林管理を進める。

エ. 加工・流通体制の整備

耳川広域森林組合・耳川林業事業協同組合の所有する木材加工場を中心に乾燥材・加工製品の生産促進を図る。また、製品品質の高位平準化を図るため、生産者段階における素材生産技術の向上に努める。

オ. 特用林産の振興

植菌量が減少する椎茸生産については、生産性の向上、コスト低減を目指し生産体制の強化及び作業の省力化を図る。

③ 商工業

ア. 商店街の活性化

地域の購買力に見合った商業経営を基本に、商店の魅力向上につながる施設等の改修や集客を図るためのハード事業及びソフト事業の両面から商店の活性化を促進する。

イ. 地場産業の振興

既存のむらおこしグループや商工会との連携を深め地場産業の育成、振興を図る。また、農産加工品を中

心とした特産品の開発を促進し6次産業化の拡大を目指す。

ウ. テレワークの促進

通信インフラを活かしたテレワーク等による企業立地、ワーケーションの促進に取り組み、定住人口の増加やローカルビジネス創出に繋げる。

④ 観光及びレクリエーション

ア. 基盤の整備

大自然を体感できる観光スポットの景観整備や、他地域では体感することのできない椎葉ならではの観光ルートづくりを開発する。そのためにも地域住民が主になって実施する観光推進事業を通して、観光地域作りへの理解を深める。さらに魅力的な観光地づくりを目指し、案内板、公衆トイレ等の整備を図る。

イ. 観光商品づくりの推進

「参加・体験型」に変化しつつある旅行形態に対応して、神楽等の伝統文化、美しい森林景観や山村の風景等の観光資源を掘り起こし、体験滞在型の観光コンテンツの整備を図り、プロモーションを積極的に行う。また、地域DMOに登録された観光協会を中心に、観光満足度向上のための仕組み作り、サービス提供のレベルアップを図るなどホスピタリティの向上を目指す。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	中山間地域総合整備事業	県	
		土地改良事業 ほ場整備、農道整備、農用地開発、石垣整備	村	
		県単土地改良事業 (魅力あるふるさと環境づくり事業) L=1,250m、W=2.0m	村	
		農業水路長寿命化・防災減災事業	村	
		園芸用ハウス等補助事業	村	
		産地生産基盤パワーアップ事業	生産者	
		畜舎新築及び改築助成事業	村	
		堆肥舎設置等助成事業	村	

	林業	自給飼料機械等整備事業 機械購入助成	村	
		森林経営管理道整備事業 (作業路補修・開設) L=20,000m・W=3.0m	村	
		森林路網ストック活用緊急整備事業 (拡幅) L=10,000m・W=3.0m	村	
		林道等改良事業 L=15,000m・W=3.0m	村	
		高性能林業機械等整備事業	村	
	(4) 地場産業の 振興 生産施設	椎茸等特用林産物生産体制強化事業 (施設整備)		
	(5) 企業誘致	ワーケーション・企業立地誘致促進 事業		
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	観光施設維持管理業務委託	村	
		観光促進事業業務委託	村	
		矢立高原キャンプ場施設改修工事	村	
		矢立高原キャンプ場施設整備工事	村	
		ひえつきの里キャンプ場施設改修工 事	村	
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	公有林整備事業（下刈） A=300ha	村	
		公有林整備事業（除間伐） A=300ha	村	
		公有林整備事業（新植） A=50ha	村	
		公有林整備事業（防護柵設置） L=11,000m	村	
		公有林整備事業（作業路開設） L=1,350m W=3.0m	村	
		公有林整備事業（作業路復旧） L=500m	村	
		循環型造林事業（新植） A=600ha	村	

		循環型造林事業（下刈） A=2,500ha	村	
		間伐促進事業 A=53.6ha	村	
		しいば里山保全・資源利用推進事業 5 団体	村	
		林地残材抑制推進事業	村	
		プレミアム商品券	村	プレミアム商品券発行による村内消費促進は、商工業者が将来にわたって村内での営業活動が続ける事への支援へ繋がり、外出が困難な村民にとっても生活基盤の安定が図られる。
	(11)その他	林業後継者育英資金貸与事業	村	
		林業担い手育成確保対策事業	村	
		有害獣被害防止対策事業 L=25,000m	村	
		有害鳥獣捕獲対策事業（捕獲奨励等）	村	
		椎茸共同選別推進事業	村	
		椎茸部会運営補助	村	
		森林バイオマス供給担い手事業	村	
		椎茸再生計画支援事業 （椎茸種駒購入補助）	村	
		椎葉村循環型林業促進事業（クヌギ 林更新事業）	村	
		椎葉村循環型林業促進事業（クヌギ 利用事業）	村	
		椎茸再生計画支援事業 （椎茸資材補助）	村	

		林業部会運営補助	村	
		林業担い手下刈り施業特別対策事業 A=4,000ha	村	
		特産品産地育成事業 (そば奨励補助)	村	
		農産物物流構築事業 (出荷経費の軽減)	村	
		農産部会運営補助	村	
		認定農業者制度促進事業	村	
		農地流動化補助事業	村	
		農業用廃プラスチック適正処理推進 対策事業	村	
		農作業受託組合補助		
		中山間地域等直接支払交付金	村	
		新規就農者育成総合対策事業	村	
		放牧促進緊急対策事業 (放牧事業支援等)	村	
		優良牛保留奨励事業	村	
		受精卵移植推進事業	村	
		和牛改良組合運営補助	村	
		受精卵移植推進協議会運営補助事業	村	
		事故率低減施設等整備事業	村	
		枝肉成績フィードバック事業	村	
		牛異常産混合ワクチン接種事業	村	
		肉用牛ヘルパー協議会青年部補助	村	

		自衛防疫推進協議会補助	村	
		漁業協同組合運営補助・放流補助	村	
		村商工会運営補助	村	
		雇用対策事業	村	
		福利厚生費に関する事業	村	
		村観光協会運営費補助事業	村	
		後継者結婚祝金交付事業	村	
		世界農業遺産推進活動	村	
		遊休ハウス解消事業	村	
		農産物直売所維持管理事業	村	
		飼料高騰対策事業	村	
		おが粉供給事業	村	
		相撲振興事業	村	
		商工業振興事業	村	
		農産振興事業	村	
		むらおこしグループ運営補助事業	村	
		中規模加工施設運営補助事業	村	
		大阪地区アンテナショップ運営事業	村	
		交流拠点施設利用促進整備事業	村	
		特定地域づくり事業推進事業	村	
		次世代事業者育成支援事業	村	
		事業承継マッチング事業	村	

		地域経済循環創造事業	村	
--	--	------------	---	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
椎葉村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信網は、平成 21 年度に村内に光ファイバーネットワークを構築したことでテレビやラジオの難視聴区域が解消された。このネットワークを利用し告知端末による各種行政情報を全世帯一斉に放送できるようになった。また、村独自の 11 チャンネルを使い各種行政情報をデータ放送として住民に提供しており、住民サービスの利便性の向上を図っている。今後は、告知端末から提供しているインターネットサービスのボトルネック解消等、さらに住民の利便性向上のための利活用方策を図っていく。

また、災害発生時等に最も効果を発揮する携帯電話の基地局施設整備も平成 29 年度をもって全集落（人家の範囲）で携帯電話が利用できるようになったが、支線道路や山間部では未だ通信不能区域が散在しているため、村内全域でサービスを受けられるよう、通信会社との協議を継続していく。

行政情報化については、ICT コストの負担軽減を図りながら、村民の利便性の向上を図ることが課題であり、マイナンバー制度の導入を踏まえ、これらを活用した行政サービスの提供や、効率的な行政運営が求められるが、十分な情報セキュリティ対策を講じる事が重要である。また、昨今の行政デジタル化に伴う、自治体DX（トランスフォーメーション）やガバメントクラウドなど国の動向を注視し、行政サービスの変革に対応する人材育成と確保が急務となっている。

村民が情報通信技術に触れる機会が増大する一方で、情報通信技術格差（デジタルデバイド）は解消されておらず、継続した情報通信技術利活用の啓発、情報リテラシー（情報機器や IT ネットワークを活用して情報を活用する能力）を図りながら、最先端の通信技術（5G・ローカル5G・地域BWA等）を用いてのハイブリッドなネットワークの活用を取り入れる必要があると考える。

災害時には多くの情報伝達が必要であり、その手段の確保が重要であることから、一部の公共施設及び観光施設へ公衆無線LAN（無料Wi-Fi）の整備を行い、平成 29 年 12 月から供用をスタートさせた。

(2) その対策

ア．地域情報化の推進

平成 21 年度に整備した光ファイバーネットワークの適切な運用を行うとともに、情報通信技術が地理的・時間的な制約を解消し得る身近な手段であることを最大限生かし、住民の利便性向上を図るため、さらなる利活用方策について検討を行う。

イ．携帯電話通話不能地域の解消

緊急時・災害時の有効な通信手段であるため、携帯電話使用可能エリアの拡大を通信会社へ要望する。

ウ．情報通信施設の維持管理及び行政情報化

情報通信施設の維持管理については、関係団体と連携し、国に対し、財政措置等の支援を求める。また行政情報化については、行政サービスの効率化を図り、地方公共団体業務など共通の取組については、システムの標準化・共同化の有効性を検討する。

公共データをオープンデータとして公開に努めるとともに、より多くの住民が情報通信サービスを利活用で

きるよう、住民がお互いに学び、教え合う活動を支援する。

情報セキュリティ対策を強化し、情報資産を不正アクセス行為などから保護するよう努め、庁内全職員を対象とした情報セキュリティポリシーの周知徹底に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 疎地域持続的発展特別事業	電算管理事業（ガバメントクラウド含む）	村	
		ケーブルネットワーク運営事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

九州山脈のほぼ中央に位置し、都市に遠く峻険な地形の上広大な面積を有しており、交通アクセスが極端に悪く、産業、経済、文化などの発展の阻害要因となっている。村民の生活や生産の基盤である道路網の整備は、全村的発展のためにも必要であり、今後、なお一層の推進を図る。

村内を通る国道 265 号、327 号、388 号は、流通の要であり本村の動脈であるが、改良が進み交通緩和が図られてはいるものの、未整備区間も多く、農林業や観光等の地域産業の活性化のため、積極的な整備促進が求められている。県道上椎葉湯前線は、熊本県に通ずる重要な生活道であり、今後も整備改良が必要となっている。

村道は、令和 6 年度末現在、506 路線 514,646m となっており、うち 1 級 3 路線 44,671m、2 級 10 路線 51,970m、その他 493 路線 418,005m で、全体の舗装率は 56.5% となっている。また改良率でみると全体で 4.0% の状態である。しかしこれらの村道は、地域住民の生活と安全、生産に果たしている役割からして整備が必要である。

林道は、本村の産業の活性化に直接的影響する重要な生産基盤である。令和 6 年度末の林道は、35 路線総延長 233,639m で、民有林面積に対する林道密度は 5.8m/ha となっている。今後要保育民有林整備や森林資源開発など生産性の向上を図るため、また、地域住民の生活道として重要な役割を果たしているため、既設林道の改良を推進する。

村道の現状

(令和 6 年 3 月末)

区 分	路線数	総延長 m	舗装		橋梁数
			延長 m	舗装率 %	
1 級	3	44,671	27,769	62.2	12
2 級	10	51,970	43,988	84.6	10
その他	493	418,005	219,192	52.4	71
合 計	506	514,646	290,949	56.5	93

(資料：椎葉村役場建設課調)

② 交通

公共的な交通機関として、広域的なバス路線となる上椎葉～日向線と村内交通の基幹となる不土野線、尾向線、仲塔線、間柏原線、小崎線、松尾線、大河内線のほかの 8 路線が各々別表のとおり、地域住民の足として運行されている。村民の生活の利便と足の確保に努めるため村営によるバス運行並びに委託運行を実施中であるが、その運営は厳しい現状にある。しかし、地域住民にとって欠くことができない公共交通の確保、とりわけ交通弱者のために運行を維持していかなければならない。

バス運行の状況

(令和 3 年 3 月末)

路 線 名	運 行 区 間	経営主体
日向～椎葉線	日向～上椎葉	宮崎交通

上椎葉～不土野線	上椎葉～不土野	村
上椎葉～尾向線	上椎葉～尾向	村
上椎葉～仲塔線	上椎葉～仲塔	村
上椎葉～間柏原線	上椎葉～間柏原	村
上椎葉～小崎線	上椎葉～小崎	村
上椎葉～松尾線	上椎葉～松尾各集落	村
上椎葉～大河内線	上椎葉～大河内	村

(資料：椎葉村役場地域振興課調査)

(2) その対策

① 道路

ア. 国県道の整備

国道 265 号、327 号、388 号については、特に重要な幹線であることから、全線の改良を促進する。
また、県道上椎葉湯前線については、主要幹線と位置づけ改良・部分改築及び安全施設の整備を促進する。

イ. 村道の整備

地域の孤立を防ぎ、定住を促進するためには、安全で信頼性の高い交通アクセスの確保が極めて重要であることから、改良、舗装を中心に効果的な整備に努める。

また、福祉の充実及び防災上の観点から、車輛進入不能世帯の解消に努める。

ウ. 林道・作業道の整備

山間地域においては、林道・作業道等も重要な基幹道として位置付けられていることから、生産性の向上に寄与することはもちろんのこと、公道との接続により適切な路網の整備に努める。

② 交通

唯一の公共交通機関である路線バスは、高齢者、小中学生においては重要な交通手段であることから、デマンド型や運行頻度を検討することにより多様なニーズに対応できる交通網の整備に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)村道 道路	椎葉五家荘線（改良） L=500m・W=5.0m	村	
		川の口上線（改良） L=500m、W=5.0m	村	
		長野飯干線（改良） L=500m、W=5.0m	村	

		椎葉矢部線（改良） L=500m、W=5.0m	村	
		大河内桑木原線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		石原線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		水無線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		大久保線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		上小河内線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		小河内線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		下松尾笹の峠線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		唾谷下線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		寺床線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		向山日当線（改良） L=300m・W=4.0m	村	
		若宮線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		合戦原星ヶ谷線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		仲塔奥村線（改良） L=300m、W=4.0m	村	
		下福良線（改良） L=500m、W=4.0m	村	
		若宮上線（改良） L=500m、W=4.0m	村	
		大藪線（改良） L=200m、W=4.0m	村	
		野地線（改良） L=200m、W=4.0m	村	
		松尾線（改良） L=500m、W=4.0m	村	
		矢立合戦原線（改良） L=250m、W=4.0m	村	

		菅の迫線（改良） L=500m、W=4.0m	村	
		不土野小崎線（改良） L=500m、W=4.0m	村	
		畑線（改良） L=600m、W=5.0m	村	
		椎原線（改良） L= 3 0m、W=4.0m	村	
		尾後ノ崎線（改良） L=120m、W=4.0m	村	
		旧岩屋戸線（改良） L=20m、W=4.0m	村	
		蟬の尾長野線（改良） L=600m、W=4.0m	村	
		茱の木線（改良） L=150m、W=4.0m	村	
		尾前下線（改良） L=260m、W=4.0m	村	
		中尾小ヶ倉（改良） L=500m、W=3.5m	村	
		長崎唾谷線（法面防災） L=500m、W=4.0m	村	
		唾谷島の巣線（法面防災） L=500m、W=3.0m	村	
		入子蒔線（法面防災） L=500m、W=4.0m	村	
		椎葉矢部線（法面防災） L=500m、W=4.0m	村	
		長野飯干線（法面防災） L=1,500m、W=4.0m	村	
		小河内線（法面防災） L=1,500m、W=4.0m	村	
		天包線（法面防災） L=1,500m、W=4.0m	村	
		中椎葉線（法面防災） L=27m、W=4.0m	村	
		松木線（法面防災） L=500m、W=4.0m	村	
		松木線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	

	向山日当線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	大河内桑の木原線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	菅の迫線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	仲塔奥村線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	椎葉矢部線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	椎葉五家荘線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	下福良線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	不土野小崎線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	川の口上線（舗装） L=3,000m、W=4.0m	村	
	長野飯干線（舗装） L=2,500m、W=4.0m	村	
	蟬の尾線（舗装） L=2,300m、W=3.5m	村	
	矢立合戦原線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	水無線（舗装） L=2,600m、W=3.0m	村	
	長尾谷線（舗装） L=2,000m、W=4.0m	村	
	上椎葉本線（舗装） L=800m、W=4.0m	村	
	滝線（舗装） L=500m、W=4.0m	村	
	財木線（舗装） L=500m、W=4.0m	村	
	木浦線ほか23路線（舗装） L=4,000m、W=4.0m	村	
	椎葉五家荘線（歩道設置） L=1,000m、W=4.0m	村	
	松尾線（歩道設置） L=40m、W=4.0m	村	

		椎葉村内村道橋梁修繕工事 村道野々首線・本郷橋ほか 92 橋	村	
		椎葉村内村道維持工事 安全施設、排水施設設置等	村	
		村道舗装等原材料	村	
		椎葉村内村道維持業務委託 道路整備、台帳整備等	村	
	(3)林道	馬口岳線（開設） L=5,106m、W=4.0m	村	
		中の八重～夜狩内線（改良） L=1,000m、W=4.0m	村	
		間柏原～中山線（改良） L=1,000m、W=4.0m	村	
		笹の峠線（改良） L=500m、W=4.0m	村	
		十根川～三方界線（改良） L=1,500m、W=4.0m	村	
		川内～奥村線（改良） L=1,500m、W=4.0m	村	
		十根川線（舗装） L=4,000m、W=4.0m	村	
		十根川～三方界線（舗装） L=4,000m、W=4.0m	村	
		三方山線（舗装） L=4,000m、W=4.0m	村	
		中山～夜狩内線・中山トンネル照明 設備改修工事	村	
		県単林道網総合整備事業 安全施設設置、舗装補修等	村	
		椎葉村内林道維持工事 安全施設、排水施設設置等	村	
	(6)自動車等 自動車	村営バス車両購入事業 1 台	村	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	村営バス運行事業 (バス運行委託等)	村	
		自家用有償旅客運送事業	村	
		広域的バス路線運航事業	村	

		地域内移動のためのオンデマンドバス運行事業	村	
--	--	-----------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 生活環境施設

健康で文化的な社会生活を営むためには、居住環境の整備が極めて重要である。公営住宅は民間賃貸住宅が1棟しかない本村にとっては非常に重要な施設であるが、慢性的な不足並びに既存施設の老朽化が著しい。水道施設は、簡易水道施設が5地区に整備されており、普及率は38.7%である。その他の地域は、谷の伏流水を利用している。これらの水道施設未整備地区においては、森林伐採等による水量低下で安定した給水が困難となることもあり、長期的な森林の育成保護を含め対策が必要である。

ごみ処理は、全村を対象に収集業務を委託処理で対応しており収集されたごみについては広域で整備された施設において処理を行っている。また、ごみの減量化を図るため、資源ごみの分別収集などリサイクルの推進を行っている。

し尿処理については、昭和43年に設置された施設が老朽化したため、平成15年度より入郷地区衛生組合の汚泥再生処理センターで処理しているが、村内にある中継施設の老朽化が進んでいたため、平成26年度に施設整備を実施した。

なお、近年、環境衛生問題が取り上げられ、河川など自然保護が重要視されつつあるが、本村は特に三大河川の源流部に位置し、その環境を守り維持するために生活排水等の適正な処理が求められている。

③ 消防救急施設の整備

常備消防体制が整備されていないため消防団組織で対応している。全体を1団として10部から編成され、令和6年度の定員は320名である。消防施設としては、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ64台、積載車15台、防火水槽68基が整備されている。なお家庭における防火意識は比較的高く、消火器の普及も進んでいるが、広大な林野を有する山村としては、団員の高齢化、過疎による団員の減少などの現状にあって、これに対処するため、更に機動力の高い消防施設装備の充実強化、現在の団員の処遇改善を図る必要がある。また、団員の減少に伴い、危機管理能力に限界が生じるため、自主防災組織の意識の高揚と消防団との連携強化を図る必要がある。

消防署不在の本村の患者救急搬送については、村立病院の高規格救急車又は宮崎県防災救急ヘリ「あおぞら」ドクターヘリ・ドクターカーにより対応しているところであるが、搬送に使用する道路の改良やヘリポート施設の整備が進んでいない箇所があるため、関係機関との連携の強化と施設の整備を早急 to 実施する必要がある。災害対策においては、本村の大部分が急峻な地形であることから、そこに位置する戸々の宅地の災害対策も重要となっている。また、近年の大型台風の襲来に伴い山地、河川の被害も増大しているが、その被災状況などを直ちに把握し住民に伝達できるよう様々な施設整備を図る必要がある。

(2) その対策

① 生活環境施設

ア. 住環境整備

公営住宅については計画的に新築及び修繕を行い住環境の整備を図る。

イ. 給水環境の改善

簡易水道施設については、適切な維持管理により、限りある水資源を有効に活用し、安全で安定した水の供給を図る。また水道未整備地区については、広範囲に点在する集落であるため、簡易水道の普及は困難である。しかしながら、定住環境を左右する重要な要素であることから、小規模施設の水道整備を多方面から支援する。なお、安全でおいしい水の安定供給を確保するために、「椎葉村水道ビジョン」に基づき、健全で効率的な事業推進に努める。

ウ．ごみ処理

資源循環型社会の構築へ向け、適正な分別を推進することで、ごみのリサイクル及び減量化を図るとともに、衛生上の観点からは家庭等より排出される生ごみに対し、減量化・堆肥化を促進させるための生ごみ処理機等の設置普及に努める。

エ．下水処理施設

県内屈指の3大河川の源に位置する本村は、下流域で暮らす多くの住民に対し、汚濁のない安定した水の供給を責務とする。これには下水処理が重要な施策となるが、本村では点在する集落や地形的要因により、一体的な下水道整備の構築は困難なことから、代わって戸々を対象とした合併処理浄化槽の整備普及に努めている。今後の展開として全戸普及を目指し、未設置者への設置啓発を重点に進めていく。

② 消防救急施設の整備

ア．消防体制の整備

消防団員の処遇改善に努めるとともに、行政職員による消防体制の確立、団員確保対策として45歳定年再入団制度の導入、さらには集落毎の自主防災組織の育成などにより非常備消防力の充実を図る。また、隣接市町村等の協力による広域消防体制の整備、充実を図る。

イ．消防施設の整備

計画的な小型動力ポンプや防火水槽の整備を推進するとともに、山林火災にも対応するため林地への簡易防火水槽の設置を図る。

ウ．救急体制の充実

高規格救急自動車の導入や職員、救急運転業務協力会による夜間・休日での救急隊員の出動により24時間での救急体制の確立を図る。また、村病院と中核医療施設との連携強化に努め、救急医療体制の充実を図る。

エ．防災対策の充実

災害危険箇所調査により危険度の高い箇所を中心に、治山、治水事業を計画的に推進する。また、住民への災害時の情報の伝達手段を確保するため、光ファイバーネットワークを利用した河川監視カメラの設置や緊急時の告知端末放送の活用及び防災行政無線の整備拡充を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道 その他	簡易水道改修事業	村	
		家庭用飲料水供給施設整備事業 35 件	村	
		小規模水道施設設置事業	村	
	(2)下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置事業 25 基	村	
		椎葉村生活排水環境整備事業 25 基	村	
		合併処理浄化槽維持管理事業	村	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	クリーンセンター管理委託業務	村	
		日向東臼杵広域連合負担金	村	
		入郷地区衛生組合負担金	村	
	(5)消防施設	小型動力ポンプ購入事業 10 台	村	
		防火水槽設置事業 5 地区	村	
		消防救急・防災行政無線維持 管理事業	村	
		ヘリポート整備事業 2 地区 A=4,000 m ²	村	
		軽積載車更新事業	村	
		消防救急・防災行政無線改修事業(基地 局 2 本 中継局 5 本)	村	
		消防救急デジタル無線機器等更改事業	村	
		地域防災計画及びハザードマップ等見 直し事業	村	
		消防施設設備整備事業	村	
		衛星等通信環境整備事業	村	

	(6)公営住宅	村営住宅新築事業 30戸	村	
		公営住宅建替事業 25戸	村	
		公営住宅維持修繕事業 20戸	村	
		村営住宅維持修繕事業 10戸	村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	塵芥収集業務委託	村	
		し尿処理業務委託	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者の保健及び福祉の増進

本村の令和7年度の高齢化率は47.9%と、超高齢化社会を迎えており、今後もさらなる高齢化が進行するものと予想される。高齢化に伴い要援護高齢者も増加する傾向にあり、平成19年度に地域包括支援センターが設置され、高齢者に関する総合的な相談や支援について取り組み、必要な場合は関係機関に繋ぐなど、概ね成果がみえてきたところである。

このような超高齢化社会にあって、村民がいくつになっても生き生きと生活し、住み慣れた地域で自立して暮らせるように、閉じこもり防止や生きがい対策等を推進するため、本村では老人クラブ活動の支援やサロン事業、介護予防事業の充実、健康及び生活に関する相談等に取り組んでいる。

また、65歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、特に高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加が顕著である。日頃から隣近所との助け合いや保健師・栄養士等による訪問指導、健康教室・相談を地域ごとに開催し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯に対するきめ細やかな支援や健康づくりを推進する必要がある。

一方、生活支援や介護を必要とする高齢者については、介護施設の整備にあわせて、生活支援サービスの創設・通所介護・短期入所・訪問看護・訪問介護等の介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、介護や福祉サービスを提供する各機関が連携を図りながら、サービスを必要とする人に適切な支援を行い、制度やサービス内容に関する情報提供を充実することが必要である。

更に、住んでいる地域はもとより、住まいや医療の関係機関とも連携して、高齢者を地域で支える仕組みを地域包括ケアシステムとして構築することが必要である。

②児童その他の保健及び福祉の増進

現在本村では4の保育所で0～5歳児の保育を実施している。しかし少子化の進行に伴う児童数減少により休園を余儀なくされている地区もあり、保育サービスの均一化が図られていない。集落が散在しているため通所の問題等もあるが、安心して子どもを育てられる保育体制の整備充実が求められる。

また、乳幼児や児童が健やかに成長できるよう、母子健診や妊産婦への保健指導、乳児への栄養指導等、日常の母子に対する保健活動や健康推進活動がその効果を高めており、その指導体制の確立と維持に努める必要がある。さらに国の次世代育成支援対策行動計画に基づき乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等を活用し、家庭の養育に対する不安を払拭していく必要がある。

ひとり親・寡婦世帯については、経済的にも精神的にも自立し、安心した生活が送れるように実態把握に努めつつ、適切な支援を行う必要がある。

さらに、障がい者福祉については、平成25年度の障害者総合支援法の施行にともない、障がい者自身または家族等が必要とされるサービスの中から自分で施設やサービスの内容を選択できるようになるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化している。

なお、障がい者の数は年々増加傾向にあり、多種多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図ることが必

要となっている。

また、ノーマライゼーション理念に基づき、障がいのある人もない人も地域の住民として、ともに生きる喜びを実感できる環境づくりが必要となっている。

(2) その対策

①高齢者の保健及び福祉の増進

ア．自立生活の支援・介護予防の推進

保健・福祉・医療・介護と連携をとりながら、要援護状態とならないよう介護予防事業の充実を図る。また、福祉サービス等の情報提供に努め、相談体制を整備する。

イ．高齢者の社会参画推進

高齢者が地域社会の中で生きがいを持ち充実した生活を送ることができるよう、老人クラブ活動の支援、スポーツ大会や各種行事への参加を促進する。また、高齢者が長年培ってきた知恵や経験、技能を有効に発揮できるように、高齢者の就労機会についても配慮する。

さらに、高齢者の学習意欲に答えるために生涯学習事業への参加を促進するなど、積極的な生活が可能となるよう交通手段を確保する等、社会環境の条件整備に努める。

ウ．在宅福祉の充実

高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者の状況把握に努めるとともに、健康教育の実施、健康診査の受診率の向上に向けた取り組みを推進する。また、要介護となっても自立という視点に立って、必要な居宅サービスが提供できるよう、高齢者の住環境の整備についても積極的に支援する。また、生活機能低下が見られる高齢者については、閉じこもり防止につながるよう各世代との交流事業を推進する。

エ．施設福祉の充実

特別養護老人ホーム「平寿園」については、事業者と協議のうえ施設の適切な運営に努める。また、高まる利用者のニーズに対応するため、近隣市町村との広域的な連携に取り組んでいく。

オ．地域包括ケアシステムの構築

椎葉村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、「住まい」「生活支援」「予防」「介護」「医療」のサービスが住み慣れた地域で提供できるようきめ細やかなコーディネート機能を推進する。

②児童・その他の保健及び福祉の増進

ア．保育体制の整備

保育ニーズを勘案しながら、施設再編や通所要件の改定も含めた適切な保育体制の整備を図る。

イ. 児童の保健

疾病や傷害の早期発見・早期治療が重要であることから、健康診査及び保健指導の円滑な実施を推進する。また、保護者に対して、身体的・精神的発達や長期療養児に対する療育についての知識の普及に努める。更に、思春期の子ども達が自ら思春期における様々な問題を乗り越えることができるよう関係機関が連携をとりながら思春期保健指導・支援を行う。

ウ. 障がい者福祉の充実

障がい者が安心して生活するために国・県の動向を見極めながら、障がい者一人ひとりのニーズに対してきめ細やかな対応が出来るよう、地域の人や事業者の方達と連携し、福祉サービスの質の向上を図る。

また、障がい者の生活の質の向上を図るため、福祉を始め保健、医療、雇用、教育など関係団体や近隣自治体との連携を強化するとともに、地域社会への参加を支援するなど生きる喜びを実感できる環境づくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所運営事業	村	
		保育施設整備事業	村	
	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	高齢者福祉施設管理運営事業	村	
		特別養護老人ホーム「平寿園」管理事業	村	
	(7)市町村保健センター 及びこども家庭センター	保健センター管理運営事業	村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	介護人材確保対策事業	村	
	(9)その他	介護予防生活支援事業	村	
		高齢者・障害者バス乗車券補助事業	村	
		老人クラブ活動等社会活動促進事業	村	
		在宅ねたきり老人等介護手当支給事業	村	
		老人日常生活用具給付等事業	村	

		老人保護措置事業	村	
		社会福祉協議会運営事業	村	
		乳幼児健康診査事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療施設

住民が安全で安心できる、質の良い最善の医療を提供するため、平成 5 年度から平成 6 年度にかけて全面改築工事を行い、平成 7 年度より現病院での診療業務を行っている。

改築と同時に高度医療機器を設置し、内科、外科、整形外科、歯科の 4 科で診療を実施してきたが、特に不採算であった歯科については、平成 14 年度より公設民営により診療を行っている。

医療改革や診療報酬の改定により、厳しい運営を余儀なくされていることから、これらの改革を受けた病床選択や診療報酬の削減に対応できる病院運営が求められている。

また、一般診療以外にも目を向けたリハビリや訪問診療及び訪問看護の充実など地域の実情に応じた事業のあり方が求められている。

② 診療体制

村立国保病院の医師の確保は、へき地医療を進めていく上で大きな課題であったが、昭和 47 年の自治医科大学開学にともなう卒業医師のへき地派遣制度により、1～2 年交替制ではあるが、一応の医療体制は確立しているところである。しかし、病院経営の基本は医師であり、信頼される医師の確保と定着化は大きな課題であったが、平成 14 年 9 月より定着医 1 名は確保することができた。

また、村民の健康を守る医療、福祉、保健の一元化を目指した有機的な医療システムの構築が求められている。更に、住民が安心して生活するためには一次医療の充実が極めて重要であり、高性能検査機器の導入により高度な診療が可能となつてはいるものの、施設の規模や診療技術により、診療内容に限りがあるため広域中核病院を中心とした各医療機関とのネットワーク化や診療支援システムの確立とその強化が求められている。現在、「椎葉村民の皆様にとって、世界一のかかりつけ病院」を目標に、村民の良きかかりつけ医となるべく、総合診療医的医療を行っている。また、県のへき地拠点病院に指定されており、無医地区においては巡回診療やバスの支線運行の拡充なども行っている。

(2) その対策

① 医療施設

医師の定着を促進するために、医師住宅の適切な維持管理、病院施設機能の改善等必要な環境整備を図る。また、各医療機関とのネットワーク化や診療支援システムの構築を図るとともに、電子カルテシステムの機能向上を行う。

② 診療体制

ア. 定着医の確保

運営の基本である、信頼される医師の確保と定着化については、最重要課題と位置づけ自治医科大学卒業医

師のほか、宮崎大学や県医師会等との連携を図りながら、医師の確保定着化を目指す。また、将来を見据え、各種の実習（医学生や臨床研修医等を対象）にも積極的に協力していく。

イ．広域的な連携

特定の診療科に係る医療の確保については、常勤医師の確保が困難であるため、保健活動の強化や巡回診療の計画的実施を行うほか、地理的環境もふまえ県内に限らず、熊本県の基幹病院とも良好な連携を維持・発展させる為、道路網の更なる整備を行う。

ウ．運営体制の充実・強化

病院運営協議会の機能充実を推進し、村民のニーズに対応していきながら現在の医療環境の保持に努める。また、関係機関と連携した訪問診療や訪問看護の推進並びにリハビリ診療の充実により安心できる福祉社会を構築する。そのほか、救急医療を円滑に行うため、救助と搬送業務の連携を強化する勉強会などを今後も定期的に継続する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 その他	電子カルテシステムの更新	村	
		施設・医療機器改修	村	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	村立国保病院運営負担金	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画や新公立病院経営強化プランの基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

令和7年5月1日現在の児童生徒数は156人であるが、昭和55年の848人と比較すると81.6%の減となっている。このようなことから学校の小規模化、複式化が進み教育運営上の大きな課題となっている。また、教育課程における主体的・創造的な教育活動に基づく「ふるさと学習」を含め、集合学習や交流学習、総合的な学習の時間を充実するなど課題克服に努めているが、学校の点在や交通事情により十分な成果があげにくい現状にある。さらに、山村社会の厳しい生活環境にもかかわらず、十分な道徳心や判断力が培われているなど、児童生徒は健全に育成されているが、反面、多様な生活体験の不足や心身のひ弱さも見受けられる。今後、児童生徒を取り巻く環境は年々複雑化し、その影響として心身の問題を誘発する等の心配があることから、個々の健康安全の充実も求められている。

また、本村の教育環境は、高校・大学等への進学において経済負担が大きいいため、その軽減を図る就学支援制度の充実にも努めている。

施設については、耐震性や老朽化対策が優先的に実施され、統廃合を見据えた拠点となる学校の改修はほぼ完了しており、安心安全な教育環境が維持されつつある。また、学校は地域の拠点施設であることから、住民の学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動の場としての活用を考慮した整備が必要である。

②社会教育

公民館活動は、10の公民館が集まり、中央に村公民館連合を設置して展開されている。それぞれの公民館は地域に根ざして独立しており、自治活動組織となっていて、教育的、行政的機能も高い。また、青年、女性、高齢者などの民主団体も公民館の中に位置づけされており、それぞれが活動機能を有しているが、人口の漸減傾向が続き、高齢化も進んでいる。そのような中、これら民主団体の育成を図るとともに公民館の活動体制の強化を支援し、地域の活性化を推進する人材の育成に努め、そのための活動拠点となる社会教育施設の充実・強化が求められている。

地域の活性化を推進するために、住民の日々の生活を精神的にも文化的にも充実させ、一人ひとりが、よりよく生きるためにいつでも、だれでも、どこでも、気軽に生涯にわたって学習できる環境の整備が必要である。また、そのための学習プログラムの開発や学習情報の収集、提供に加えて指導者の養成、学習体制の確立が必要である。

(2) その対策

①学校教育

ア. 地域の特性を生かした教育課程の充実

豊かな自然や伝統文化など地域素材を生かした教材づくりや山村のもつ連帯感を生かして地域社会が一体となった特色ある教育活動を展開し、心豊かでたくましい児童生徒の育成を推進する。

イ. より高い学力を身に付けた児童生徒の育成

基礎的、基本的な内容の確実な定着を図るとともに、問題解決的な学習や体験的な学習を充実させ、課題を

解決する力や活用する力を培う。また、複式指導や集合学習等の充実とＩＣＴ機器を活用した教育の推進を図り、自主的な学習態度と表現力の育成を目指す。

ウ．健康・安全教育の推進

心の教育相談など児童生徒一人一人を見据えた健康・安全教育を展開する。

エ．就学支援制度の充実

高校・大学等への進学にあたっては多大な経済負担が生じていることから、就学支援制度の充実を図るとともに適切な運用を行う。

オ．教育環境の整備

老朽化の著しい運動施設の計画的な整備を推進する。また、中学校に有する寄宿舎については、環境衛生面及び施設の充実を図る。また、教育水準の維持向上を図るため、教育効果、住民の意向等を総合的に勘案して、学校規模の適正化について検討する。

②社会教育

ア．生涯学習の推進

住民の教養を高め、健康や社会福祉の増進を図るため、学習ニーズに対応した生涯学習講座を開催する。また、そのための学習プログラムの開発や指導者の養成を行う。

イ．公民館活動の充実

行政的機能を有する公民館活動をさらに充実させ、高齢者、女性、青年等の組織活動の充実を図るとともに特色ある地域づくりを推進する。また、活動拠点である集会センター等の施設整備に努める。

ウ．生涯スポーツの振興

生涯を通してスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるようスポーツ機会の拡充、指導体制の整備に努める。また、その展開にあたっては、学校体育施設を有効に活用する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小学校校舎修繕工事	村	
		椎葉小学校体育館改修工事	村	
	屋外運動場	小中学校グラウンド照明 LED 化工事	村	
		小中学校運動場整備工事	村	
	教職員住宅	へき地教職員住宅整備事業 4戸（大河内小2戸、椎葉中2戸）	村	
		小中学校プール改修工事	村	
	その他	椎葉中学校醇和寮改修工事	村	

		児童交流施設改修工事	村	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	自治公民館建設改修事業	村	
		鹿野遊地区拠点施設	村	
	体育施設	小崎地区拠点施設	村	
		体育施設建設改修事業	村	
		椎葉村体育館改修工事	村	
		椎葉村グラウンド改修工事	村	
		椎葉村体育館照明 LED 化工事	村	
		椎葉村グラウンド照明 LED 化工事	村	
	(5)その他	奨学金貸付事業	村	
		高校生の生活支援費補助金	村	
		自治公民館運営補助金	村	
		生涯学習推進事業	村	
		人づくり推進事業 (アジア友好の翼事業)	村	
		生涯スポーツ振興事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村は、下福良、不土野、大河内、松尾の大字に大別され、さらに 10 の行政区に分けられる。この中に大小 91 組合が点在し、自治活動の推進を図っている。本村の令和 3 年 4 月 1 日現在の世帯数は、1,174 世帯であり、集落によっては 2～4 戸のところもあり社会生活機能が維持できない状態も生じている。集落の生活環境は、上水道は、現在、簡易水道や給水施設の整備が進められてはいるものの、上水道普及率は 24.1%にとどまっている。

また、下水道施設に至っては、合併処理浄化槽設置を推進している。今後さらに集落機能が低下し居住環境が維持できない事態を考慮すると、村外転出の防止策として、新しい居住空間を創造しその中で生き生きとした生活ができるような環境の構想が、定住化の施策の一つとして浮上している。

特に、交通の条件が悪く、医療等基礎的な公共サービスの確保が困難な集落において集落としての機能を喪失し、あるいは喪失しつつある集落については、住民の意向を十分に尊重して、基幹集落等への移転についても検討する必要がある。しかしながら、心のよりどころ・地域社会の基盤となっていた集落の消滅に対する住民の同意を得ることは困難であることが予測され、相互共助・共生の仕組みを生かした集落づくりが求められている。

(2) その対策

定住化を促進するための、基礎的な生活環境（給水施設、道路等）については、超高齢社会へ移行している現状を踏まえ、施設の整備及び維持管理のシステムづくりを図る。

また、各地域に集落支援員及び職員の地区担当制（サポーターシステム）を設置し活力ある地域の創造を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	山村定住木造住宅整備事業 2 棟	村	
	(2)過疎地域持続的発展促進特別事業	集落支援道路対策維持事業	村	
		飲料水管理支援事業	村	
		自治組合活動推進費	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

国指定重要有形文化財「那須家住宅」をはじめとして国指定 5 件、県指定 2 件、村指定 12 件の有形、無形の文化財を有する。特に平成 3 年 2 月 21 日に国の重要無形民俗文化財に指定された村内 26 地区の椎葉神楽は、本村観光の一翼も担っている。

また、平成 10 年 12 月 25 日には、十根川地区が伝統的建造物群保存地区として国の選定を受け、民家等の主たる建築物については、順調に整備が進められており、今後は地区住民の意識改革と観光資源としての活用が課題である。

また民俗芸能については、過疎化及び高齢化による後継者の減少が伝承に大きな障害となっている現状である。平成 9 年に建設した椎葉民俗芸能博物館を活用して伝統文化、民俗文化等の収集や情報の分析、更に整理されたものを情報発信し、広く都市との交流を図ることも課題となっている。さらに環境問題等に対処するための教育機会の提供に努めるとともに焼畑をはじめとする民俗伝承や民俗文化、文化財などの保存・継承と活用を推進する。

芸術文化活動として活発な活動をしている団体もあるが、全体的には、芸術文化に対する意識は高いとはいえない。また、芸術文化鑑賞の機会が少ない現状にある。

(2) その対策

①伝統芸能の保存

椎葉民俗芸能博物館を核として資料の収集、活用を推進し、既存の映像の保存環境を整備するなど、指定文化財等の保存・保護を図る。また、保存・継承活動により郷土への関心を高めながら、地域の自立促進資源としても活用する。

②芸術文化活動の促進

芸術文化に対する啓発活動を推進するとともに、芸術や演奏に触れる機会を創出する。また、芸術・文化団体の育成と活動を支援し、さらに文化協会の自主的な活動を推進していく。

③民俗文化等の情報発信

本村に伝わる伝統文化や芸能、文化財に関わる情報をインターネット等を通じ、世界に向けて発信し、対外講演等を積極的に行い文化的交流を推進する。」

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	民俗芸能博物館運営事業	村	

	(3)その他	重要無形民俗文化財椎葉神楽保存伝承活動事業	村	
		村指定無形民俗文化財伝承活動事業	村	
		伝統的建造物群保存地区整備事業	村	
		子ども焼畑体験学習補助事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

昭和 60 年に平家滅亡の壇ノ浦合戦後 800 年を記念して「椎葉平家 800 年まつり」を開催し、それを機にこの年を「むらおこし元年」として位置付け、過疎を逆手にとった地域活性化運動を展開している。

また、翌 61 年には、第 1 回日本秘境サミットを提唱開催し、秘境の村に共通する過疎の悩み対策について課題提起がなされた。平成 11 年に日本ふるさとネットワークと名称を変え秘境の村々が共同して課題解決にあたった。

むらおこし運動の展開の中で、それまで地域で胎動していた特産品開発への意欲が大きくふくらみ、活動が活性化し、現在では、9 の団体と 3 名の個人会員で「むらおこしグループ連絡協議会」を結成し、多くの商品が開発されるに至った。しかしながら、新たな特産品開発、開発された商品の販売戦略、グループの後継者対策などの施策の展開も必要となっている。また、グリーンツーリズム等の浸透により、平成 20 年度に「椎葉村ツーリズムネットワーク」を立ち上げており、村内の有志が集まって勉強会や会議を重ね、モニターツアーの実施を行うなど商品化に向けた体験型観光の取り組みも行っている

今後の持続的発展施策の推進には、住民と行政の協働が極めて重要であり、また、きめ細かな施策の展開を図るためには、広報公聴活動の充実も求められている。

さらに、上椎葉ダム堰堤を利用した「しいば花火大会」や耳川溪流に位置する尾向地区の「尾向溪谷まつり」など地域自身で企画立案し、地域自身で実施する事業はもちろんのこと、伝統的な夜神楽などを側面から支援し、交流の促進や新たな起業を推進する。また、過疎地域持続的発展基金積立を行い、恒久的事業であるケーブルネットワーク特別会計繰出金、集落支援道路維持対策事業、プレミアム商品券発行事業等の財源として活用する。

ケーブルネットワーク会計では、主に光ファイバー網の維持管理費等事業を実施しており、山間地に位置し、且つ過疎化が進む本村の情報格差是正や住民の安心安全な生活環境構築に大きく貢献している。基金積立を行い、恒久的事業であるケーブルネットワーク会計の運営経費財源として活用することは、本村の持続的発展に資するものである。

集落支援道路維持対策事業は、高齢化が著しい本村において村民の生活道維持を図るため重要な事業である。生活道の除草作業は高齢者世帯にとって負担が大きいため、除草作業を事業者やその他住民へ委託等行うことで、作業負担の軽減が図られる。村民の負担を軽減するために今後も継続される事業であることから、基金積立を行い、委託料等経費財源として活用することは、本村の持続的発展に資するものである。

プレミアム商品券発行事業は、村内販売施設（商工会含む）への商品券発行補助金を交付し、村内での消費を促進し村内商工業者の活性化支援を図る。山間部に位置し、村外への外出が困難な高齢者等世帯も多い本村において、村内商工業者は重要な役割を担っている。プレミアム商品券発行による村内消費促進は将来にわたって商工業者が村内での営業活動が続ける事への支援へ繋がる。また、村内商工業者が地域での営業を続けることで、外出が困難な村民にとっても生活基盤の安定が図られる。よって、本事業は本村の持続的発展に資するものである。

(2) その対策

①持続的イベントの推進

関係・交流人口の創出のためのイベントについては、定着するまでの間、あるいは軌道に乗るまでの間、側面からの支援を行う。

②特産品の開発、販路拡大事業

開発が進められている農産加工品を中心とした特産品については、経済活動に直結できるよう販売戦略をもって、販路の拡大を図る。また、資源として認知されていないものについても新たな商品としての可能性を模索する。

③住民と行政の協働

住民が誇りうるむらづくりは、住民と行政が手をたずさえて進めるものであり、そのためには広報公聴活動の充実が不可欠である。このため、職員の地区担当制（サポーターシステム）を構築し地域の活性化を促すとともに、村施策の展開を図る。

また、老朽化が顕著な公共施設や観光施設については、利用状況や利便性を考慮しながら新設や修繕を実施し、住民に対しよりよい行政サービスの充実を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		椎葉平家まつり	村	椎葉平家まつりを継続的に実施することにより、特産品販売等の地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流・関係人口の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		ひえつき節日本一大会	村	ひえつき節日本一大会を継続的に実施することにより、民謡「ひえつき節」を幅広くPRでき、伝承・普及が図られその効果は将来に及ぶ。
		椎葉夏まつり花火大会	村	地元密着型のまつりを継続的に実施することにより、地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流人口・Uターン者の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		尾向溪谷まつり	村	地元密着型のまつりを継続的

				に実施することにより、地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流人口・Uターン者の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		矢立高原まつり	村	地元密着型のまつりを継続的に実施することにより、地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流人口・Uターン者の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		小崎夏まつり	村	地元密着型のまつりを継続的に実施することにより、地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流人口・Uターン者の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		上椎葉釣り大会	村	地元密着型のイベントを継続的に実施することにより、地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流人口・Uターン者の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		松尾夏祭り	村	地元密着型のまつりを継続的に実施することにより、地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流人口・Uターン者の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		椎葉銀座さるく	村	地元密着型のイベントを継続的に実施することにより、地域活性化と地域消費喚起に資するとともに村の交流人口・Uターン者の増加が図られその効果は将来に及ぶ。
		椎葉村景観づくり事業	村	
		U・I ターン者が住居を整備するための支援事業	村	

		過疎地域持続的発展基金 積立	村	基金充当事業については、持 続的発展に資する事業に充当 することとする。
		地区計画推進・地域創造探 求事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、椎葉村公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	公有林整備事業（下刈） A=300ha	村	
		公有林整備事業（除間伐） A=300ha	村	
		公有林整備事業（新植） A=50ha	村	
		公有林整備事業（防護柵設置） L=11,000m	村	
		公有林整備事業（作業路開設） L=1,350m W=3.0m	村	
		公有林整備事業（作業路復旧） L=500m	村	
		循環型造林事業（新植） A=600ha	村	
		循環型造林事業（下刈） A=2,500ha	村	
		間伐促進事業 A=53.6ha	村	
		しいば里山保全・資源利用推進事業 5 団体	村	
		林地残材抑制推進事業	村	
		プレミアム商品券	村	プレミアム商品券発行による村内消費促進は、商工業者が将来にわたって村内での営業活動を続ける事への支援へ繋が り、外出が困難な村民にとっても生活基 盤の安定が図られ る。
3 地域における情 報化	(2) 疎地域持 続的発展特別 事業	電算管理事業（ガバメントクラウド 含む）	村	
		ケーブルネットワーク運営事業	村	

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業	村営バス運行事業 (バス運行委託等)	村	
		自家用有償旅客運送事業	村	
		広域的バス路線運航事業	村	
		地域内移動のためのオンデマンドバス 運行事業	村	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業	塵芥収集業務委託	村	
		し尿処理業務委託	村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(8) 過疎地域 持続的発展特 別事業	介護人材確保対策事業	村	
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業	村立国保病院運営負担金	村	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展促進 特別事業	集落支援道路対策維持事業	村	
		飲料水管理支援事業	村	
		自治組合活動推進費	村	